

# 神戸市教育・保育施設等における文化的行事の開催支援事業補助金交付要綱

平成31年4月1日 こども家庭局長決定

## (趣旨)

第1条 この要綱は、教育・保育施設等における運動会・音楽会・生活発表会などの文化的行事（以下、「文化的行事」という。）の開催に要する経費に対する補助金の交付等に関して、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、神戸市補助金等の交付に関する規則(平成27年3月2日神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。)に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

## (補助対象者)

第2条 補助の対象となる者（以下、「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる施設のうち神戸市内に所在するものとする。ただし、市が設置するものを除くこととする。

- (1) 保育所
- (2) 幼稚園
- (3) 認定こども園
- (4) 地域型保育事業を行う事業所

## (対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、文化的行事の開催に係る市内施設の利用に要する費用のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 施設の基本利用料
- (2) 会場設営費及び会場付属設備使用料
- (3) 野外行事の設営費及び設備使用料
- (4) その他市長が必要と認める経費

2 文化的行事の練習等に係る経費は補助の対象外とする。

## (補助金の算定基準)

第4条 市長は、予算の範囲内において、対象経費の2分の1の額について、年間5万円を上限として、補助対象者に補助金を交付することができるものとする。

2 前項の規定により算出した補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てることとする。

3 当該事業に対して、他の補助金や減免等の支援がある場合は、当該支援額を補助金額から控除することとする。

## (交付申請)

第5条 補助金規則第5条第1項に基づき、当該補助金の交付を申請するもの（以下「交付申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）を、市長に提出しなければならない

ない。

2 補助金規則第5条第3項の規定により市長が必要と認める補助金交付申請書への添付書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 収支決算書（様式第2号）
- (2) 行事の内容が分かる資料（様式任意）
- (3) 施設の基本利用料が分かる資料
- (4) 対象経費に係る経費支払書（領収書等）

（交付決定通知）

第6条 市長は、補助金規則第6条第1項及び第2項による補助金等の交付決定を行うときは、補助金交付決定通知書（様式第3号）により交付申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金等の交付が不相当である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、交付申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 交付申請者は、補助金等の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第5号）を、前条で定める補助金交付決定通知書を受領後直ちに、市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金等を交付申請者に支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、補助金規則第19条により補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を、補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により交付申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させることができる。

（関係書類の保存）

第9条 補助対象者は、本要綱に基づき作成又は受領した書類について、作成又は受領した日の属する年度の末日から、5年間保存しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は，令和3年4月1日から施行する。